

# 「北洋銀行ものづくりサステナフェア 2025」静岡県ブース共同出展規約

「北洋銀行ものづくりサステナフェア 2025」静岡県ブース共同出展に関して、下記により、必要事項を出展規約に定めます。

## 1. 出展規約の遵守

出展申込企業は、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という）が定める本出展規約を遵守し、出展申込をするものとします。本出展規約に違反していると産業財団が判断した場合、産業財団は、その時期を問わず出展申込を無効とし、出展内示・決定の取り消し、展示小間の展示物・装飾物等の撤去・変更を求めることができます。その際、出展申込企業は、産業財団の判断に対して、異議申し立てをすることはできません。なお、これにより発生する全ての損害に対して、産業財団は一切責任を負いません。

## 2. 出展申込の受領・選考・出展契約

産業財団は、出展申込企業から「出展申込書」を受領後、「第30回 機械要素技術展」静岡県ブース共同出展 出展企業選考要領（非公開）に基づき、事業に適した優先度の高い企業から順に選考を行います。採択・不採択の結果については、産業財団から書面により通知します。

採択された出展企業は、出展の「採択通知日」をもって「出展契約」が締結されたものとします。  
なお、不採択企業に対する不採択理由については、公表を行いません。

## 3. 出展の解約

出展企業側の都合による「出展契約後」の「出展解約」は、原則として認められません。  
また、「出展負担金」の返金にも応じることはできません。

## 4. 静岡県ブース内の各社出展位置の決定

静岡県ブース内の各社出展位置については、出展企業、出展品等を考慮し、財団が決定します。  
(出展位置の抽選は行いません)

## 5. 展示物の管理と免責

展示物・資材等に生じた盗難、紛失、破損及び出展企業が展示小間を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から発生する損失または損害について、産業財団は一切責任を負いません。

## 6. 法的保護等

本展示会開催準備日及び期間中に発生した出展企業、来場者及びその他の間に発生するトラブル（知的財産権等も含む）については、産業財団は一切責任を負いません。出展企業の責任において、各社で対応するものとします。

## 7. 出展申込情報（個人情報を含む）の取り扱いについて

産業財団が取得した出展申込情報（個人情報を含む）は、次の目的に利用する。

- (1) 出展資格の確認、登録の確認
- (2) 出展資料の送付
- (3) 出展費用の請求・支払い確認
- (4) 共同出展における出展社への必要な確認・連絡
- (5) 産業財団によるその他事業（他展示会、セミナー等）に関する連絡・告知

申込書に記載された情報や、必要に応じてご提出いただいた申込情報について、当該展示会主催者や事業を運営する上で必要となる者に対して提供を求めることがあります。

## 8. 反社会的勢力の排除

出展申込企業は、反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定めによる暴力団およびその関係団体等をいう）でないことを確約したものとします。反社会的勢力である事実が判明した場合、同出展規約「1. 出展規約の遵守」に基づき、産業財団は、その時期を問わず、出展申込を無効とし、出展内示・決定の取り消し、展示小間の展示物・装飾物等の撤去を求めます。その際、出展申込企業は、産業財団の判断に対して、異議申し立てをすることはできません。

なお、これにより発生する全ての損害に対して、産業財団は一切責任を負いません。

また、不当行為があった場合、産業財団は、法的措置（民事・刑事）を講じることがあります。

9. 「出展に関するアンケート」及び「商談状況調査」の提出

出展企業は、展示会終了直後に実施する「出展に関するアンケート」及び「商談状況調査」、  
6ヶ月後・1年後に実施する「商談状況調査」に協力するものとします。